

## 登米市観光物産協会ホームページバナー広告募集要項

登米市観光物産協会では、ホームページに掲載する有料広告を募集しています。

■一般社団法人登米市観光物産協会ホームページ URL <http://www.tome-city.com/>

- 1 規格 縦 50 ピクセル×横 160 ピクセル
- 2 形式 JPEG、PNG（データ容量：4 キロバイト以下）
- 3 広告掲載料 【登米市観光物産協会会員】 年間 5,000 円（税込）  
【登米市観光物産協会非会員】年間 15,000 円（税込）
- 4 バナー作成 作成費：1 バナー500 円
  - ・お店、企業、商品等のバナーがない場合は、当会で作成いたします。
  - ・作成を依頼される場合、デザインは当会に一任させていただきます。
- 5 リンク先 広告主の公式ホームページのトップページへリンク
- 6 リンク先(ホームページ等)がない場合は、下記の条件により当会で製作いたします。
  - ①1,500 文字以内（A4 3 ページ程度）  
画像 10 枚以下（掲載したい写真をご準備して下さい。※店舗や商品の写真等）
  - ②製作を依頼される場合、掲載内容についてはご相談に応じますが、デザインは当会に一任させていただきます。
  - ③製作費 上記①の条件内で 10,000 円（税込）
  - ④製作した内容は、登米市観光物産協会ホームページ以外では使用できません。

### ■バナー掲載基準

- ①掲載期間内であっても、申し出により掲載の取り消しは可能ですが、料金の返金はできません。
- ②広告のリンク先ページの内容が以下に該当する場合は掲載できません。
  - ・法令に違反するもの・政治的活動に関するもの・宗教活動に関するもの・意見広告及び名刺広告に類するもの・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に該当する営業に係るものまたはこれに類するもの・青少年の健全育成に反する恐れのあるもの・消費者金融業者に類するもの・誇大表示または不当表示その他表現方法等が不適切なもの・人権を侵害するおそれがあるもの・前事項にあげるもののほか、一般社団法人登米市観光物産協会のイメージを損なうおそれがあるもの等の理由により、ホームページに掲載する広告として適切でないときと当会が不適切と認めるもの。

### 7 申込み方法

別紙の申込書にご記入のうえ、登米市観光物産協会までメール又は FAX でお申込み下さい。

登米市観光物産協会ホームページ広告掲載申込書

一般社団法人登米市観光物産協会会長 殿

年 月 日

登米市観光物産協会ホームページバナー広告募集要項に同意し、ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。

企業名等		
連絡先	担当者氏名	
	住所	
	電話	
	F A X	
	メールアドレス	

リンク先 URL	
----------	--

バナー用画像	バナーあり	作成依頼
どちらかに○	※info@tome-city.com宛てにメールにてバナーを送信して下さい。	※作成費 500 円

リンク先ページを当会に製作依頼する場合は、お問合せ下さい。 電話 0220-52-4648 (平日 9:00~17:00) メール info@tome-city.com
---

そ の 他	1、掲載基準を満たしている場合は、申込書受け取りから、概ね2週間程度でホームページへ掲載いたします。(当会イベントの状況により掲載が遅れる場合は、当会からご連絡させていただきます。)。 2、バナー広告掲載後、請求書をお送りいたします。入金の確認ができない場合は、掲載を取り消します。 3、広告掲載期間内であっても、掲載基準に反する事項を確認した場合は、掲載を取り消します。
-------	--

メール [info@tome-city.com](mailto:info@tome-city.com)

FAX 0220-52-4649